

教育委員会会議録

(定例会)

令和元年12月26日開催

さいたま市教育委員会

- | | | | | | |
|---|---|---|------------------|---------|--|
| 1 | 期 | 日 | 令和元年12月26日(木) | | |
| 2 | 場 | 所 | 教育委員会室 | | |
| 3 | 開 | 会 | 午後2時00分 | | |
| 4 | 出 | 席 | 教 育 長 | 細 田 眞由美 | |
| | | | 教育長職務代理者 | 大 谷 幸 男 | |
| | | | 委 員 | 石 田 有 世 | |
| | | | 委 員 | 野 上 武 利 | |
| | | | 委 員 | 武 田 ちあき | |
| | | | 委 員 | 柳 田 美 幸 | |
| 5 | 議 | 場 | に出席した者 | | |
| | | | 副教育長 | 久保田 章 | |
| | | | 管理部長 | 高 崎 修 | |
| | | | 学校教育部長 | 平 沼 智 | |
| | | | 生涯学習部長 | 竹 居 秀 子 | |
| | | | 管理部参事兼学校施設課長 | 土 井 照 男 | |
| | | | 学校教育部参事兼教育研究所長 | 千 葉 裕 | |
| | | | 生涯学習部参事兼生涯学習振興課長 | 樋 爪 勇 司 | |
| | | | 教育総務課長 | 高 木 泰 博 | |
| | | | 教職員給与課長 | 井 出 浩 史 | |
| | | | 文化財保護課長 | 青 木 文 彦 | |
| | | | 博物館長 | 酒 井 浩 志 | |
| 6 | 会 | 議 | 録署名委員 | 柳 田 美 幸 | |

7 議事等の概要

細田教育長

それでは、ただいまから教育委員会会議を開会いたします。
本日は、傍聴を希望する方は、いらっしゃいますか。

書記

いらっしゃいません。

細田教育長

本日の会議録の署名委員は、柳田委員にお願いいたします。
本日の議案のうち、議案第104号、105号、108号は議会に係る案件、報告第22号は人事に係る案件であることから、非公開とすることをお諮りしたいと思いますが、委員の皆さんいかがでしょうか。

各委員

<異議なし>

細田教育長

それでは、出席委員全員の賛成をいただきましたので、ただ今申し上げた報告及び議案は非公開といたします。

会議の順番ですが、議案第109号、第110号、第111号、第106号、第107号、第105号、報告第22号、議案第104号、第108号の順に審議を行うことといたします。

なお、報告第22号は、緊急に処理する必要があると認められ、かつ、教育委員会会議を招集するいとまがないことから、さいたま市教育委員会教育長に対する事務委任規則第4条の規定により臨時代理いたしましたので御報告します。

議案第109号 令和2年度全国学力・学習状況調査について

細田教育長

それでは、議案第109号につきまして、事務局から説明をお願いします。

教育研究所長

議案第109号「令和2年度全国学力・学習状況調査について」説明いたします。

平成19年度から実施されております全国学力・学習状況調査は、平成23年度が東日本大震災等の影響を考慮して中止になったため、令和2年度は13回目の調査となります。

令和2年度調査につきまして、調査の目的は例年と同様でございます。調査の構成につきまして、令和2年度調査は、全数で実施される「本体調査」と、別途の調査として、抽出で実施される「経年変化分析調査」「保護者に対する調査」の3つで構成されております。

次に「本体調査」について説明いたします。調査の対象については、

本年度と同様でございます。調査事項につきましては、令和2年度は、教科に関する調査として「国語」と「算数・数学」のみとなります。また、学習意欲、学習方法、学習環境、生活面等に関する「児童生徒に対する質問紙調査」及び「学校に対する質問紙調査」についても、例年どおり実施されます。調査実施日につきましては、令和2年4月16日木曜日でございます。

続きまして、「経年変化分析調査」について説明させていただきます。本調査は、過去の調査と同様の問題による経年比較を行い、全国レベルでの児童生徒の学力の状況を経年で把握・分析し、国における教育施策の検証・改善に役立てるために実施しており、前回から4年ぶり3度目の実施となります。調査対象は、文部科学省が調査対象として抽出した学校の小学校第6学年及び中学校第3学年となり、調査内容は、「国語」「算数・数学」で、該当校は、いずれか1教科を実施いたします。

続きまして、「保護者に対する調査」について説明させていただきます。本調査は、家庭状況と児童生徒の学力等の関係について分析することにより、今後の教育施策の検証・改善に役立てるために実施しており、前回から3年ぶり3度目の実施となります。調査対象は、「経年変化分析調査」を受けた児童生徒の保護者となり、調査内容は、児童生徒の家庭における状況や、保護者の教育に関する考え方などについてでございます。

「経年比較分析調査」及び「保護者に対する調査」は令和2年5月11日（月）から6月30日（火）の期間中、対象校が実施可能な日に実施となります。

さいたま市は、平成19年度の第1回調査から参加しております。児童生徒の学力・学習状況について、成果と課題が客観的、かつ具体的に明らかになるとともに、教育委員会や各学校が、学習指導方法の工夫改善について研究することができているなど、教育効果は大きいものです。さいたま市といたしましては、議案書にありますように、「本体調査」及び「経年比較分析調査」「保護者に対する調査」とともに「参加、協力する」と提案させていただきます。

説明は以上でございます。御審議の程よろしくお願いいたします。

大谷委員

例年4月に実施している全国学力・学習状況調査との関連について確認をさせていただきます。また、中学校における調査については国語、数学、英語のいずれか1教科と記載ありますが、調査を行う教科は文部科学省より指定されるのか確認させていただきます。

教育研究所長

委員御指摘の全国学力・学習状況調査の本体調査とは別に、オプシ

ョンとして経年変化分析調査が行われており、過去の調査と同様の問題を抽出校が実施し、経年の変化を調べる内容となっています。この調査は4年ぶり3度目の実施となります。

また、調査を行う教科は文部科学省より指定されることとなります。

細田教育長 それでは、議案第109号につきましては、原案のとおりとしてよろしいですか。

各委員 <異議なし>

細田教育長 出席委員全員の賛成により、議案第109号は、原案のとおり可決されました。

議案第110号 さいたま市指定文化財の解除について

細田教育長 続きまして、議案第110号につきまして、事務局から説明をお願いします。

文化財保護課長 議案第110号「さいたま市指定文化財の解除について」御説明させていただきます。

本議案は、さいたま市北区日進町一丁目に所在する市指定天然記念物「日進のハナノキ」について、台風第15号により根元から倒れ、文化財としての価値を失ったため、さいたま市文化財保護条例第40条の規定により、指定を解除するものです。

70ページを御覧ください。令和元年9月9日の台風第15号による強風のために、倒木した様子が下段の写真でございます。倒木の直接の原因は台風の強風によるものですが、この写真からもわかりますように、根張りが貧弱となっており、樹木としての衰弱も進んでいたものと思われます。このため、市の文化財保護審議会の植物専門の委員に調査いただき、復旧・樹勢回復は不可能との御判断をいただきました。なお、さいたま市文化財保護審議会に諮問いたしまして、指定解除すべき旨の答申をいただいております。

説明は以上でございます。御審議のほど、お願い申し上げます。

大谷委員 木の伐採や消毒などの維持管理に必要な経費というのは市が負担するのか、または所有者が負担するのか確認させてください。

文化財保護課長 指定文化財の樹木の保存のための剪定、あるいは薬剤の塗布などに

つきましては、所有者からの申請に基づきまして予算の範囲内で補助率50%を上限として補助金の交付をしております。

細田教育長 それでは、議案第110号につきましては、原案のとおりとしてよろしいですか。

各委員 <異議なし>

細田教育長 出席委員全員の賛成により、議案第110号は、原案のとおり可決されました。

議案第111号 さいたま市指定文化財の解除について

細田教育長 つきまして、議案第111号につきまして、事務局から説明をお願いします。

文化財保護課長 議案第111号「さいたま市指定文化財の解除について」御説明させていただきます。

本議案は、さいたま市西区大字植田谷本に所在する市指定天然記念物「林光寺の大ケヤキ」について、枯れて衰亡したことにより、文化財としての価値を失ったため、さいたま市文化財保護条例第40条の規定により、指定を解除するものです。

73ページを御覧ください。右側の写真は、本年7月の調査の際のもので、まだ枯れてはおりませんが、剪定の繰り返しにより既に樹形が崩れ、さらに大枝の枯れなどが進行しておりました。その後、さらに衰亡が進んだことから、市の文化財保護審議会の植物専門の委員に調査いただき、樹勢回復は不可能との御判断をいただきました。なお、さいたま市文化財保護審議会に諮問いたしまして、指定解除すべき旨の答申をいただいております。

説明は以上でございます。御審議のほど、お願い申し上げます。

石田委員 この議案は文化財の価値を喪失しているということで、文化財の指定を解除するわけですが、今後、文化財を新規に指定する予定はありますか。

文化財保護課長 未指定の文化財につきまして調査を進めているところで、現在のところ文化財保護審議会に諮問する段階に至っておりませんが、今後指定を進めたいと考えております。

議案第107号 さいたま市教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則について

細田教育長 続きまして、議案第107号につきまして、事務局から説明をお願いします。

教職員給与課長 議案第107号「さいたま市教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則について」御説明させていただきます。
本議案は、市人事委員会の勧告を受け、さいたま市教職員の給与に関する条例において読み替えて準用している、さいたま市職員の給与に関する条例の改正に基づき、教職員の勤勉手当の成績率を変更するものでございます。

改正の概要ですが、上の表が高等学校、中等教育学校の教育職員以外の教職員、下の表が高等学校、中等教育学校の教育職員となります。

令和元年12月期において、0.05月分引き上げるものでございます。令和2年6月期以降については、引き上げた0.05月分を6月期と12月期とで0.025月分ずつ均等にならすものでございます。

施行期日は、12月期における改定は公布の日からとし、令和元年12月1日から適用するものでございます。令和2年6月期以降の分については、令和2年4月1日でございます。

なお、12月10日に勤勉手当は既に支給しておりますので、この12月期の差額分につきましては、令和2年1月上旬に別途支給する予定でございます。

説明は以上でございます。御審議の程よろしくお願いいたします。

大谷委員 特定管理教育職員の定義について確認させてください。

教職員給与課長 小、中、特別支援学校におきましては、校長、教頭が特定管理職員で、市立高校につきましては県と同様の扱いにより校長のみが特定管理職員となっています。

大谷委員 意見となりますが、管理職の手当を手厚くすることで、管理職試験の志願者が増える可能性もあるものと思います。

細田教育長 特定管理教育職員について義務教育と高等学校の扱いが違うというのは、これから先の課題になると思います。以前より市立高校の高等学校の教職員は任命権者と給与負担者が一緒でしたが、平成29年4月1日から義務教育の教職員も任命権者と給与負担者が同じにな

った状況の中で、高等学校と中等教育学校について県と同様の扱いとすることは、今となっては非常に不自然なように感じます。また、さいたま市の管理職試験に合格して管理職になっているわけで、職能の証明というのは県ではなく、さいたま市でされているわけですから、市立高校と中等教育学校を別の表で扱うというのはやはり不自然であり、今後この件について検討する必要があると思います。

野上委員

民間企業からの出身者として、一般論として申し上げますが、民間企業においては、業績の評価が給与に反映されることとなるわけですが、公務員の人事評価制度においても、各教員の指導力に応じ、しっかりと評価を行っていただきたいと思います。

学校教育部長

教職員に対しても人事評価制度が導入され、給与に関しても反映させる動きがございます。先ほどお話しがありましたように、県から完全に権限が委譲されていることから、さいたま市のオリジナルとして、良い先生がしっかりと働け、またそれがしっかりと生徒や親に還元できるよう、これからも引き続き進めて参りたいと思います。

野上委員

名実ともに日本一の教育都市をさいたま市が目指すのであれば、教職員の方に必要な処遇をすることがやはり必要であると思います。

細田教育長

それでは、議案第107号につきましては、原案のとおりとてよろしいですか。

各委員

<異議なし>

細田教育長

出席委員全員の賛成により、原案のとおり可決されました。
それでは、ここで暫時休憩といたします。再開は15時15分といたします。

議案第105号 さいたま市教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

細田教育長

それでは再開します。議案第105号につきまして、事務局から説明をお願いします。

教職員給与課長

議案第105号「さいたま市教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」御説明させていただきます。
本議案は、市人事委員会の勧告を踏まえ、給与に関する所要の改定

を行うため、条例を改正するものでございます。

次に、本年の給与勧告の内容でございます。給与月額、民間給与との較差が83円と極めて小さいことから、医療職（1）と教育職を除く行政職等の給料表の改定はございません。教育職給料表は、国及び埼玉県における改定状況等を考慮して措置し、改定する場合には令和2年4月1日から実施いたします。なお、期末手当・勤勉手当及び住居手当については、11月の教育委員会会議で御報告いたしましたとおり、規定を準用している市職員給与条例が12月定例会におきまして、改正されたことにより改定済となっております。

次に、国及び埼玉県の動向でございますが、給料表につきましては、国・埼玉県とも民間給与との較差解消のため、初任給及び若年層について給料表の改定を行い、期末勤勉手当及び住居手当につきましても、埼玉県は、人事院勧告の内容に準じて改定するものとなっております。なお、埼玉県におきましては、地域手当の支給割合を引下げるとともに、改定後の給与水準を維持するため、給料月額の上上げ等一定の調整を行うことが併せて勧告されているところでございます。

次に、今回の教職員の給与改定の内容でございます。国及び埼玉県が給料表を改定している状況を踏まえ、教育職給料表（1）及び教育職給料表（2）について、初任給及び若年層の給料月額を引き上げる改定を行うものでございます。引き上げ額につきましても、2,100円から200円の間で、それぞれの給料表の級ごとに資料のとおりとなっております。

施行期日は、令和2年4月1日でございます。

以上、市人事委員会の勧告のとおり実施するものでございます。

説明は以上でございます。御審議の程よろしくお願いいたします。

大谷委員

最後に説明ありましたが、さいたま市の人事委員会の勧告通りにと
いうことでしたのでよろしいと思います。

細田教育長

それでは、議案第105号につきましては、原案のとおりとしてよ
ろしいですか。

各委員

<異議なし>

細田教育長

出席委員全員の賛成により、原案のとおり可決されました。

報告第22号

さいたま市チャレンジスクール業務委託選定委員会委員の委嘱及び
任命について

<非公開案件につき内容は省略>

<議案は原案どおり可決>

議案第104号 さいたま市与野郷土資料館整備基金条例を廃止する条例の制定について

細田教育長 続きます。議案第104号につきまして、事務局から説明をお願いします。

博物館長 議案第104号「さいたま市与野郷土資料館整備基金条例を廃止する条例の制定について」御説明いたします。

さいたま市与野郷土資料館整備基金は、与野郷土資料館の整備費用に充てるため、設置したものでございます。また、本基金は、事業の実施に必要な財源に充てる場合に限り、処分することができることとされております。

かねてより進めてまいりました与野郷土資料館の整備事業も令和2年3月15日に完了し、令和2年4月1日には開館する予定でございます。そのため、本基金の設置目的が果たされますことから、さいたま市与野郷土資料館整備基金条例を廃止するものでございます。

施行期日につきましては、日付が空欄となっておりますが、関係課と協議を重ねました結果、令和2年3月27日とするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

御審議の程、よろしくお願いいたします。

細田教育長 それでは、この件につきましては御意見等がないようですので、議案第104号につきましては、原案のとおりとしてよろしいですか。

各委員 <異議なし>

細田教育長 出席委員全員の賛成により、原案のとおり可決されました。

議案第108号 さいたま市立与野本町小学校校舎(②棟・⑥棟)大規模改修(建築)工事請負契約について

細田教育長 続きます。議案第108号につきまして、事務局から説明をお願いします。

学校施設課長 議案第108号「さいたま市立与野本町小学校校舎(②棟・⑥棟)

大規模改修（建築）工事請負契約について」御説明いたします。

本議案は、令和2年2月議会において、さいたま市立与野本町小学校校舎（②棟・⑥棟）大規模改修（建築）工事請負契約について工事請負契約を締結するため、市長に申出するものでございます。

本工事は、学校施設リフレッシュ基本計画に基づき、老朽化した与野本町小学校の②棟及び⑥棟の大規模改修工事を実施するものです。

契約の方法は、一般競争入札で、入札の結果、「佐伯・ユードイケー特定共同企業体」と5億321万4,800円の契約金額をもって契約を締結するものでございます。

次に、工事の概要について御説明いたします。

敷地面積は24,238.01㎡、改修建物でございますが、主に普通教室がある②棟は鉄筋コンクリート造地下1階・地上3階建て、延床面積が1,996.40㎡であります。⑥棟は、普通教室、校長室・職員室等の管理諸室、理科室等の特別教室からなり、鉄筋コンクリート造地上4階建て、延床面積は2,847.35㎡であります。工期につきましては、議会の議決日から令和3年2月26日まででございます。改修内容につきましては、屋上防水改修工事、外壁改修工事、建具改修工事、内部仕上改修工事、家具改修工事、便所改修工事となります。

資料の配置図を御覧ください。敷地の北側の網掛けがされている②棟（東校舎）と⑥棟（南校舎）が今回の大規模改修工事を実施する建物でございます。

議案第108号の説明は以上でございます。

大谷委員

地下1階まで通常は設定されるのか、またその用途について確認させてください。

学校施設課長

通常は地下を設定することはしておりませんが、地形が傾斜している場合には、その傾斜を利用して地下が生じる場合がございます。地下1階の用途につきましては、この校舎は複合施設となることから地域の交流や子育て支援センター、放課後児童クラブなどが入るスペースとなります。

細田教育長

それでは、議案第108号につきましては、原案のとおりとしてよろしいですか。

各委員

<異議なし>

細田教育長

出席委員全員の賛成により、原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本日の教育委員会会議の議事を終了いたします。

これにて、教育委員会会議を閉会いたします。

8 閉 会 午後 3 時 5 5 分